

『合理的配慮』

(Reasonable accommodation)
という言葉をご存じですか？

これは障害者権利条約や障害者差別
解消法などで使われている専門用語
です。

大学という場における合理的配慮と
は、障害のある学生が他の学生と同
じように学ぶことができるよう、そ
の人のもつ特徴や場面に応じて生じ
る障害や困難さを取り除くための個
別の変更や調整のことです。

電気通信大学ではこれを「修学支援」
と呼んでいます。



電通大マスコットキャラクター
「りさじゅう」



障害学生支援室入口



B棟外観

障害学生の 修学支援

Support for Students with
Special Needs

電気通信大学
学生支援センター
障害学生支援室

Office for Special Needs Students
Student Support Center
The University of Electro-Communications

電気通信大学 学生支援センター 障害学生支援室

開室時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

〒182-8585 東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1
B棟1階 (学生サポートルーム内)

TEL 042-443-5084

E-mail shien@office.uec.ac.jp

WEB : <http://www.osns.gsc.uec.ac.jp/>

X (旧 Twitter) : @UEC_soudan



障害学生支援室の役割

電気通信大学は全ての学生に修学の機会を保障するため、障害により何らかの支援が必要となる学生には修学支援を行います。

障害学生支援室は、電気通信大学における障害学生支援の拠点として学内調整や学外機関との連携など、修学支援がスムーズに行われるためのさまざまな活動を行います。

支援の対象と範囲

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、発達障害などにより、講義や実験、学内公式行事などで何らかの支援が必要となる本学の学生です。

必要が認められる場合は慢性的な疾患や一時的な怪我などの相談にも応じます。



支援の内容

支援の内容は、授業の参加や研究を行う上で必要と認められる個別の変更や調整です。障害の内容との関連性や、教育の本質を変更していないか、他の学生との公平性が損なわれていないかなどを踏まえて、学内の専門部会を経て決定します。

支援の例 (一部)

- 教室の環境調整（教室配置、座席配置等）
- 支援機器の貸し出し（補聴援助機器、スマートペン等）
- 講義の情報に関する支援（資料配布、書面による伝達等）
- 講義内容の撮影、録音の許可

支援体制

主に関連部署の教職員が連携して支援を行います。



[支援開始までの流れ]

1 支援の申し出

電話、メール、または来室にて申し出てください。

2 大学との話し合い

障害の状況や希望する修学支援の内容を確認します。

3 支援内容の決定

提出された書類に基づき、学内会議で支援内容について検討します。

4 支援チームの立ち上げ

学生支援担任または指導教員、障害学生支援室などの学内の関係者が支援内容の実施について話し合います。

支援開始

申請に必要な書類

1 修学支援申請書

2 障害の内容や程度がわかる書類

例：障害者手帳のコピー
医療機関からの情報提供書・診断書など